

事業概要説明シート

事務事業番号 10402310051

事務事業名	難病患者等の地域生活支援事業		
事業開始年度	1980(S55)年度	担当部署	福祉部 障害福祉室

根拠法令	障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)、枚方市特定疾患患者見舞金支給要綱
実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:ホームヘルプサービス等事業者) <input type="checkbox"/> その他()
目的(何のために)	難病患者に対し、ホームヘルプサービスの提供や、見舞金の交付等により、当該難病に罹患している者の福祉の向上に寄与する。
対象(誰・何を対象に)	難病患者
事業内容	難病患者に対し、ホームヘルプサービスの提供や短期入所サービスの提供、日常生活用具の給付を行う。大阪府特定疾患56疾患+市単独疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長症)の罹患者に療養費の助成として、月額2,200円を9月、3月年2回に分けて支給する。
類似事業	なし
事業の必要性	「障害者総合支援法」が、平成25年4月1日付けで改正施行され、難病患者が障害福祉サービスの対象となることに伴い、国の難病患者等居宅生活支援事業が廃止される。これに合わせて、本市においても要綱に基づくホームヘルプサービスの提供等について廃止とした。

コスト		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
正職員	0.60人	4,854千円	0.50人	4,000千円	0.40人	3,162千円	
再任用職員		0千円		0千円	0.00人	0千円	
非常勤職員等					0.00人		
人件費計(A)		4,854千円	4,000千円	3,162千円			
直接経費(B)		68,147千円	72,400千円	75,766千円			
総事業費(A+B)		73,001千円	76,400千円	78,928千円			

財源内訳		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
国庫支出金							
府支出金	54千円	237千円	21千円				
受益者負担(使用料等)							
その他							
一般財源	72,947千円	76,163千円	78,907千円				

平成24年度事業費の主な内訳(人件費除く)	内 容	金 額
	難病患者等ホームヘルプサービス事業経費(委託料)	12千円
	難病患者等日常生活用具給付特別事業(扶助費)	314千円
	特定疾患患者等見舞金給付事業経費[扶](扶助費)	72,048千円

事業概要説明シート

事務事業番号

10402310051

事務事業名	難病患者等の地域生活支援事業		
事業開始年度	1980(S55)年度	担当部署	福祉部 障害福祉室

	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度(見込み)
活動実績	① 見舞金支給対象者	人	2,584	2,734	2,898
	② 見舞金支給件数	件	30,930	32,761	34,425
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 総事業費(人件費含む難病関連+特定疾患)/見舞金支給件数	円	2,360	2,332	2,293
	②				
	③				

成果目標 (目標とする成果)	<p>難病患者にホームヘルプサービスの提供や日常生活用具の給付を行い、また、特定疾患に罹患している者に療養費の助成として見舞金を支給することによって福祉の向上に寄与する。</p>				
-------------------	---	--	--	--	--

比較参考値 (他自治体での事業の例など)	<p>北河内6市は実施していない。 大阪府内中核市、特例市に調査するも、茨木市は平成24年度、高槻市は平成21年度、豊中市は平成18年度頃、八尾市は平成12年度に同等の見舞金制度を廃止している。高槻市、茨木市の廃止理由は、個人給付金の見直しによるものとのこと。 吹田市は、現在も9月1日時点で市内に居住し、府が定める特定疾患に罹患している住民税本人非課税の方に年額32,400円を給付しているが、平成23年度に個人給付金の見直しについて全庁的に検討しなければならなくなり、所得制限を特別児童扶養手当の310万円と同様にし、「吹田市障がい者福祉年金(非課税1～3級 年32,400円。以前は給付金とダブル支給されていた)」の受給者を対象外にするなど、対象者を1,000人から600人(予算計上時の人数として)に減らした事例がある。</p>				
-------------------------	--	--	--	--	--

特記事項	<p>平成25年度からは、補装具の交付と修理、日常生活用具の給付の対象者に難病患者等が追加となるなど、難病患者等居宅生活支援事業が障害者総合支援法により、障害程度区分認定や支給認定等の手続きによって必要と認められた場合、サービスを利用できるようになっている。</p>				
------	---	--	--	--	--

一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策(平成24年度)	改善	平成25年4月より難病患者が障害者自立支援法の対象となることが予定されており、事業の検討が必要。
--	----	--

一次評価結果(平成24年度)	事業内容を明確にした上で、今後の具体的な改善内容を示す必要があるのでは	
----------------	-------------------------------------	--

二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	改善	<p>障害者総合支援法が平成25年4月1日に改正施行され、難病患者等が障害者の定義に加えられたため、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業、難病患者等短期入所事業については要綱を廃止し、障害者総合支援法のサービスとして継続して提供している。 特定疾患等見舞金給付事業についても、制度自体のあり方も含め検討していく。</p>
----------------------------------	----	---